

# 令和7年度滋賀県サーキュラーエコノミー実証事業委託仕様書

## 1 委託業務の名称

令和7年度滋賀県サーキュラーエコノミー実証事業

## 2 委託業務の目的

本県では、滋賀県基本構想第2期実施計画において、ライフサイクル全体での徹底した資源循環を図る地域循環型社会を構築するため、サーキュラーエコノミーへの移行に向けた新たな施策を推進することとしている。

その一環として、価値があるが様々な理由により廃棄されてしまう家具類に着目し、試験的に事業を行うことでリユース・リペアを主としたサーキュラーエコノミー施策を行う上で必要となる知見、情報等の収集を行う。

## 3 委託業務の実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

## 4 委託業務の内容

リユース・リペアを主としたサーキュラーエコノミー施策を行う上で必要となる知見、情報等の収集を行うために、市町（広域行政組合含む）および事業者が収集した家具類のうち、県が譲り受けたものを用いて、下記（1）から（5）までの業務を実施する。

### （1）選別の助言、積み込み、運搬

#### ア 内容

本実証事業に際して必要な調査用廃家具類の提供に協力を表明している市町、広域行政組合、民間事業者の廃棄物集積場所に赴き、リユース・リペアし販売できそうな家具類について選別の助言を行う（想定：年間70日）。

助言を受けて本県職員が回収を判断した家具類をトラック等に積み込み、有価物として拠点まで運搬した後、積み下ろし、集積を行う（想定：年間100個）。

また集積後、家具類の修理および販売調査、イベント等にあたり移動が必要となる場合の運搬を行う。

#### イ 留意事項

各市町、広域行政組合、民間事業者が実施する廃棄物の回収は、実施日、時間等が様々であることから、良質な状態での回収を行うために、回収先の都合に合わせた業務となる。

選別の助言にあたっては、本県職員と十分なコミュニケーションをとること。

#### ウ 遵守事項

運搬にあたっては本県職員を同席・同乗させること。

また積み込み、積み下ろしの際には、テールゲートリフター車等を使用し、安全に荷の積み下ろしを行うこと。

### （2）拠点の設置および運営（在庫管理）

#### ア 内容

回収した家具類の集積拠点を設置する。

また家具類の搬入、搬出の記録および在庫管理等を行う。

#### イ 拠点の条件

滋賀県内の拠点であること。

延べ床面積 200 m<sup>2</sup>以上であること。

#### ウ 留意事項

回収した家具類の搬入、搬出および在庫管理等はエクセル等による管理、記録を行い、本県が提示を求めた場合にはいつでも提示できるようにしておくこと。

### (3) 回収した家具類の清掃および修理

#### ア 内容

(1) で回収した家具類の清掃および修理を拠点にて実施する（想定：年間 80 個）。

また清掃および修理を行った家具類について、回収場所、修理箇所、所感等を記載したカルテを個別に作成する。

#### イ 留意事項

清掃および修理を行う家具類は本県が指示するものとし、(1) で回収した家具類のすべてを受託者で行うわけではないことに留意する。

なお、本業務の実施にかかる全ての補償・経費・工具等の一切は、受託者の負担とする。また、トラブル等により発生した損害は、受託者が負担する。

### (4) 県内の家具類修理事業者等の技術力等調査

#### ア 内容

県内の家具類修理事業者等について、設置場所、修理受け入れの可否、商品および価格、技術力、納期等を調査し、個票を作成する。

また、家具類修理等の技術力調査を行うために、協力が得られた事業者等に対し、(1) で回収した家具類のうち年間 20 個、依頼金額 30,000 円/個を上限として、家具類の修理を依頼し、運搬する。

#### イ 留意事項

家具類修理等の技術力調査のための家具類の修理依頼において、対象家具および実施事業者の選定については、本県と受託者の間で十分に協議を行い本県が決定する。

なお、修理依頼の費用は委託金額に含むものとする。

### (5) 販売調査

#### ア 内容

(3) または (4) で清掃、修理した家具類を用いて、販売調査を行う。

#### イ 留意事項

販売する家具類は当県が (3) または (4) で清掃、修理した家具類のうち一部を無償提供することとする（想定：80-100 個）。

提供する家具類の選定については、本県と受託者で十分に協議を行い本県が決定する。

調査項目は、販売した品目ごとに価格、購買層、購入者等に関すること。

また販売の際には、家具に (3) で作成した個別のカルテを付し、販売に関するデータをすべて提供すること。

なお、本県が受託者に提供した家具類のうち、本契約完了までに販売できなかった家具類については、受託者負担のもと拠点設置自治体の定めるところにより、一般廃棄物として適切に処分を実施する（想定：10 個）。

## 5 実績報告等

- ・ 県は、受託者に対して、年度途中において委託事業の進捗状況等の必要な事項について中間報告を求め、または実地に調査することができることとする。
- ・ 受託者は、委託業務を完了したときは、以下の成果物を提出することとする。成果物については、書面で提出するほか、それらを記録した電子記録媒体（CD-R 等）を併せて提出すること。

	項目	納期
1	回収した家具類の搬入、搬出および在庫管理等の記録	完了後 30 日以内
2	清掃および修理を行った家具類の個別カルテ	
3	県内の家具類修理事業者等の技術力等調査結果	
4	販売調査の結果および処分の記録	

- ・ すべての業務が完了した後は、速やかに業務完了報告書を提出すること。

## 6 実績報告書等の納入場所

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

## 7 業務の遂行について

- ・ 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき県と受託者で協議の上、決定する。
- ・ 業務の遂行にあたり、連絡調整者を 1 名以上配置し、連携を密にすること。その他、業務にかかる実施体制について体制図をもって報告すること。

## 8 留意事項

### (1) 機密保護・個人情報保護

- ・ 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- ・ 本業務の遂行のために循環社会推進課等が提供した資料、データ等は業務以外の目的に使用しないこと。
- ・ 発信する情報の適法性・妥当性の確保や個人情報の保護に留意すること。
- ・ 本業務の実施における個人情報等については、取扱いの重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- ・ 本業務に従事する者に対して個人情報保護の指導を行うこと。
- ・ 成果物(本業務の過程で得られた記録等を含む)を本県の許可なく第三者に閲覧複写、貸与または譲渡しないこと。

※この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。

### (2) 法令等の遵守

事業者は、本業務の遂行に当たっては次にあげる法令等を遵守しなければならない。

- ・ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・ 滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年 3 月 17 日滋賀県条例第 8 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）

## 9 その他

- ・ 受託者が本業務を再委託しようとする場合は、本仕様書に明記されているものを除き、事前に再委託範囲および再委託先を県に提示し、承諾を得なければならない。また、本業務の全部を一括して第三者に委託することは認めない。なお、再委託の範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決することとする。
- ・ 受託者は、委託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、本県が提出を求めた場合提出すること。
- ・ 自然災害や感染症の発生等、不測の事態が生じた場合は、本県（当課）と協議すること。
- ・ その他、委託業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合およびこの仕様書に関し疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上定める。